

一人ひとりが輝くまち ⑮

2003~2012
国連識字の10年

みんどの人々に教育を

犯罪被害者とその家族の人権

私たちにできることは？

松本サリン事件や光市母子殺人事件などに見られるように、本人や家族がある日突然犯罪被害に巻き込まれる事件が起こっています。

充分給付金支給法も改正されました。また、被害者に対するきめ細やかな支援を行うため、警察・検察庁・弁護士会・医師会・行政など関係機関が一体となった取り組みが行われています。

犯罪被害者やその家族は、事件の恐怖や不安から体調不良を起すケースが数多くあります。その上、周囲の根も葉もないような話や、マスメディアの取材や報道によるプライバシーの侵害、失業に追い込まれたり、就労ができなかったりなどの経済的問題や、転居までも余儀なくされる状況など、日常生活まで脅かされています。

このような法的な整備はもちろんです。被害者の人権を守るために、周囲の人の思いやりが大切です。被害者の心理を理解して以前と同じように接し、時間をかけて温かく見守っていただく必要があります。

犯罪被害者やその家族の人権について考えようという社会的機運の高まりを受け、「犯罪被害者等基本法」が平成17年(2005年)に施行され、今年

の4月には犯罪被害者の支援拡がります。誰もある日突然犯罪に巻き込まれ、幸福に生きる権利を奪われるかもしれません。自分の身に起こりうることとして受け止め、犯罪被害者やその家族が安心して暮らせる社会を築いていきましょう。

(人権啓発広報編集委員会)

人権標語

(小学5年生の作品)

じんけんは だれもがもってる たからもの



懸賞サイトに応募したら、ポイントを買わされた

《相談内容》

懸賞サイトに応募するため、メールアドレスを登録したら、「100万円が当たった」と当選メールが入った。そのメールには当選金の受け取りにはポイントが必要とあり、400ポイント(1ポイント10円)をクレジットで購入した。その後、何度もメールのやり取りをしているが、ポイントは減り、当選金はもらえない。だまされたのだろうか？

《アドバイス》

懸賞サイトに関する相談が多くなっています。真面目な懸賞サイトがある一方、はじめから個人情報の取得やメール交換用のポイントを買わせることが目的の偽の懸賞サイトもあります。今回のような場合、当選メールを受け取っ

た人は、当選金が受け取れると信じ、ポイントを振り込みやクレジットで購入しますが、これを受け取り手続きと称したやりとり(同じ文面を何度も送る)で使い果たし、何度もポイントを買ううちに料金が高額になります。もちろん、当選金はもらえません。トラブルを回避するには、懸賞サイトにやみくもに応募せず、サイトの内容をよく確認することが大切です。もし、「メールの受信にポイント購入」などの条件が出た場合は不審なサイトの可能性があるため、関わらないようにしましょう。

消費生活相談室

☎0848676410

とき 月~金曜日10時~12時 13時~16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

13日(金)14時~16時 本郷支所
20日(金)14時~16時 久井保健福祉センター
27日(金)10時~12時 大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848676072 FAX 084864103